

「日本国憲法について」

淡路市 匿名希望

日本国憲法は、大きく分けて第1章から、第11章まで、小さく分けて第1条から、第103条まであります。その中でぼくの印象に残ったものは、3つあります。

1つ目は、第1章の「天皇」です。なぜならこの日本国憲法のできる前の、大日本帝国憲法と比べると、かいてある内容が全くちがっているからです。日本国憲法は、国民を中心とした憲法なので、それほど天皇が好き勝手に国を動かしていいというわけではありません。しかし、大日本帝国憲法のほうは、天皇中心の憲法なので天皇が国を動かしています。この2つのちがいがぼくの印象に残りました。

2つ目にぼくが注目した所は、第2章の、「戦争の放棄」です。この章には、他の章とちがってたった1条しか入っていません。なのになぜぼくの印象に残ったのかをこれから説明します。

この「戦争の放棄」はぼくの中で一番印象に残った章です。なぜなら、この日本国憲法は、争いをなくすためにできたようなものだとぼくは思うからです。なので、この「戦争の放棄」は、この憲法ができた原因みたいなもののような感じがしたので自分の中で一番印象に残りました。

3つ目に印象に残ったものは、第3章の、「国民の権利及び義務」です。この章が印象に残った理由の1つは、1つ目に書いた、第1章の「天皇」の時と同じように、日本国憲法と、その前にあった大日本帝国憲法では、国民に対する対応のしかたが、ほとんどちがっているということですが、それ以外にも、この章をえらんだ理由はあるので、それを説明します。

この章は、他のものと比べて、多くのことが決められています。それを見ただけでも、国民に対する対応がしっかりとしていることがよく分かります。それに、この章は全ての者が平等であり、全ての国民に自由があることがしっかりと書かれています。国民のことをこまかく気づかって全ての者が幸せになれるような所がとても印象に残りました。

この作文をかいて、憲法をよんでみて、学べることがたくさんあったので、よかったです。